

感 感 発 0329 第 2 号  
令 和 6 年 3 月 29 日

各 { 都 道 府 県 }  
      { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部局長 殿  
      { 特 別 区 }

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3の2等による  
新型インフルエンザ等感染症等の外出自粛対象者の医療に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」  
(令和4年法律第96号。以下「改正法」という。)による令和6年4月1日施行分の規定  
については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正  
する法律」の一部の施行等について(通知)」(令和5年5月26日医政発0526第11号・産  
情発0526第2号・健発0526第4号厚生労働省医政局長等連名通知)等により通知してい  
るところであるが、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第44条の3の2第1項の規定  
による新型インフルエンザ等感染症の外出自粛対象者の医療(法第44条の9第1項の規  
定に基づく政令によって指定感染症に準用される場合を含む。)及び法第50条の3第1項  
の規定による新感染症の外出自粛対象者の医療について、療養の給付及び公費負担医療に  
関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求  
に関する命令の一部を改正する命令(令和6年内閣府・厚生労働省令第11号)の公布に伴  
い、その取扱いにかかる留意点を下記のとおり通知するので、本年4月1日以降に対象と  
なる感染症が発生した際には、その運用にあたり遺漏なきよう準備されたい。

また、実際にこれらの規定の対象となる感染症が発生した場合には、発生した感染症の  
性質等に応じ、追加で必要となる対応を別途通知等により示すこととするので、併せて確  
認されたい。

なお、本通知にかかる取扱いは、保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医  
療課にも協議済みであることを申し添える。

## 記

### 1 一般的事項

#### (1) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）の発生時に、感染拡大や患者の健康状態の悪化を防ぐためには、本来、当該感染症の患者はすべからず入院することが望ましいところである。一方、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応時のように、特に全国的に感染がまん延している状況下においては、医療提供体制のキャパシティを超えないよう、当該感染症の病状の程度を勘案しつつ、重症者等に対しては入院措置、無症状者・軽症者に対しては外出の自粛を要請し、宿泊施設又は自宅等での療養を求めることで、医療提供体制の負荷を軽減し、必要な患者に必要な医療が行き届くようにすることが重要となる。

こうした対応は、今後の感染症危機においても想定されることから、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、外出自粛対象者に対する外来診療や訪問看護等を受けた際の公費による負担の仕組みを改正法により新設し、次なる感染症危機に備えることとした。

#### (2) 外出自粛対象者への公費負担医療が提供できる場面について

外出自粛対象者への公費負担医療は、新型インフルエンザ等感染症等が発生し、全国的に感染がまん延している状況下において、当該感染症の病状の程度を勘案しつつ、外出自粛を要請された無症状者・軽症者が受けることができる医療である。

具体的には、

- ・ 新型インフルエンザ等感染症等が国内で発生している期間内であり、
- ・ 当該感染症の病状の程度を勘案し、無症状者・軽症者が宿泊施設又は居宅等での療養を行うことのできる感染症であることが厚生労働省令で規定されているときに、
- ・ 都道府県知事（保健所設置市・特別区の場合は、その長）が、法第44条の3第2項（指定感染症は法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合、新感染症は法第50条の2第2項）に基づき、当該感染症の患者に対し、外出自粛を要請した場合に、

外出自粛を要請された当該感染症の患者は、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）により提供された医療（往診、訪問診療等を含む。）に要する費用の公費による負担を申請できる。

上記のとおり、実際に外出自粛対象者への公費による医療が提供できる際には、新型インフルエンザ等感染症等が国内で発生している期間内であることに加え、感染症の病状の程度を踏まえ、当該感染症を厚生労働省令に規定することが必要となるため、当該

感染症を厚生労働省令に新たに規定する際には、外出自粛対象者の公費による医療を提供することとなる開始時期を含め、別途通知等により周知を行う予定である。本通知で予め示すことのほか、発生している感染症の性質等に応じ追加で必要となる対応は、当該通知等により確認されたい。

## 2 公費の申請等に関する留意点

### (1) 公費負担の申請等

法に基づく感染症の患者に対する公費負担医療の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 455 号厚生省保健医療局長通知）別添「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担取扱要領」（以下「公費負担取扱要領」という。）によりお示ししているところであり、外出自粛対象者への公費負担医療にかかる申請等の事務処理については、公費負担取扱要領中「第 1 入院患者に対する公費負担（法第 37 条関係）」に準じて取り扱うこととする。

なお、感染症の性質等に応じ追加で必要となる対応等については、外出自粛対象者の公費による医療を提供することとなる際に、別途通知することとする。

### (2) 自己負担額の徴収

法第 44 条の 3 の 2 第 2 項（法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって指定感染症に準用される場合を含む。）又は第 50 条の 3 第 2 項で準用する法第 37 条第 2 項の規定に基づき、都道府県等は外出自粛対象者に対する公費負担医療に要した費用の一部又は全部を、その扶養義務者の負担能力に応じ、負担限度額の範囲内で患者から徴収することができる。その際の自己負担額の認定又は費用徴収額については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成 7 年 6 月 16 日付け厚生省発健医第 189 号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）に準じて取り扱うこととする。また、事務次官通知に関連して発出している通知についても、同様に準じて取り扱うこと。

## 3 費用の請求に関する留意事項

### (1) 費用の請求事務について

外出自粛対象者への公費負担医療にかかる診療報酬の請求事務については、先般公布した療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令により新たに規定したとおり、法第 37 条又は第 37 条の 2 に基づく公費負担医療と同様に、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）又

は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）により行われることとなる。請求事務の基本的な事項は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に係る医療に関する費用の請求事務について」（平成11年3月19日健医発第456号厚生省保健医療局長通知）等でお示ししており、当該通知等に準じて取り扱うこと。

なお、費用の支払いにかかる事務は、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することができることとし、その場合の費用の請求については、医療機関等において、診療報酬明細書を作成し、審査支払機関に提出することによって行うこととする。

## （2）公費負担番号

公費負担番号については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療に関する費用の請求に係る公費負担者番号の一覧について」（平成19年4月13日健感発第0413001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙2「公費負担者番号一覧表（感染症患者（結核患者を除く。）」で示しているものを使用することとする。

## （3）受給者番号

受給者番号は、外出自粛対象者への公費負担医療の性質上、特に全国的に感染がまん延している状況下において提供されるものであることから、一時的に多くの対象者が生じることとなる可能性が高いことを踏まえ、その際の事務処理の負担等に鑑みて、一律に「9999996（7桁）」を記載することとする。

## （4）審査支払機関との契約の締結及び覚書の交換について

外出自粛対象者への公費負担医療の費用の支払いにかかる事務を審査支払機関に委託する場合は、審査支払機関との間で、契約の締結及び覚書の交換を行うこと。ただし、既に「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金との契約の締結及び覚書の交換について」（平成11年2月23日付健医発第223号厚生省保健医療局長通知）に基づく契約等が締結されている場合には、当該契約等の範囲に含まれているものとみなして差し支えない。

以上